

## 第7回 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会（議事の記録）

### 1 日時

令和6年2月5日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

警察庁第17会議室

### 3 出席者

（有識者）

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授  
假谷 実 犯罪被害者遺族  
川崎 友巳 同志社大学法学部教授  
島村 暁代 立教大学法学部教授  
滝沢 誠 中央大学大学院法務研究科教授  
正木 靖子 弁護士

（警察庁）

江口 有隣 長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）  
藤田 有祐 長官官房犯罪被害者等施策推進課長

（オブザーバー）

法務省  
厚生労働省  
国土交通省

### 4 概要

#### （1）犯罪被害給付制度の見直し骨子（案）

座長から、「現行の犯罪被害給付制度の見直しにより、早期に見直しを図るべき事柄について、第4回・第5回会議で主に議論し、第5回の会議で「見直しの方向性（素案）」として方向性について本会議で了承した内容を基に、事務局で検討を進めてもらっていたところ、「見直し骨子案」という形で取りまとめたことから、事務局から説明されたい。」との発言があり、これを受け、事務局から資料1及び資料2について次のとおり説明があった。

○ 現行の犯罪被害給付制度においては、亡くなった犯罪被害者の収入を基準に算定する基礎額に、亡くなった犯罪被害者が生計を維持していた遺族の人数に応じて定められる倍数を掛けることで、遺族給付金の額を算定しているところである。

また、この基礎額については、収入がない方が制度の対象となるケースもあり得ることから、年齢層に応じた最低額を設定しているところである。

他方で、こうした算定方法に対しては、資料1の「課題」に記載があるとおり、「収入がある被害者と比べて、幼い子どもや学生、家事労働者等の収入がない被害者について、遺族に対する給付額が十分ではない」、「生計維持関係遺族の有無にかかわらず、残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなること

や、葬儀費用などの犯罪被害に関連した支出により、経済的に大きな打撃を受けており、遺族に対する給付額が十分ではない」といった点についての御指摘があった。

- こうした御指摘を踏まえて、資料1の「見直しの骨子」のとおり、3点について見直し内容を整理した。

まず、「Ⅰ. 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ」については、現行制度においては各年齢層ごとに最低額が設定されているところ、「他の公的給付制度で御遺族が受給する金額まで引き上げることには、一定の合理性があるのではないか。」との検討の方向性を本会議でお示しいただいたことから、他の公的給付制度で支給される最低額を参考に、犯罪被害給付制度で支給される最低額も同等となるよう、最低額を年齢層によらず、また、受給者が誰であるかにかかわらず、一律の水準にまで引き上げることとすることを内容とするものである。

- 次に、「Ⅱ. 遺族給付金の支給額の増額」については、現行の制度は亡くなった犯罪被害者の収入のみをベースに支給額を決定しているところ、「遺族には、犯罪被害者本人の生計の喪失だけではなく、精神的ショック等に起因する様々な生活上の負担が生じていることを踏まえて、一定の加算を考える余地があるのではないか。」との検討の方向性を本会議でお示しいただいたことから、このような御遺族自身に生じる負担への支援を念頭に、他の公的給付制度等における支給対象や支給額とのバランスも踏まえつつ、犯罪被害者の配偶者、子又は父母が遺族給付金を受給する場合には、一定額をさらに加算し、給付額の引上げを図ることとするものである。

- 事務局としては、ⅠとⅡの見直し内容を合わせて、現行320万円となっている遺族給付金の支給最低額が1,000万円を超えるようになると想定しているところである。

また、Ⅱの見直し内容については、遺族給付金を受給される方が、犯罪被害者の配偶者、子又は父母であれば加算がなされることから、幼いお子さんや学生、家事労働者といった収入がない方が亡くなった場合だけでなく、亡くなった方が収入を得ていた場合や、御遺族の生計を支えていたような場合についても加算がなされることになる。このため、この見直し内容によって、支給最低額の水準が引き上がるというだけではなく、遺族給付金の支給対象事案全体について広く支給水準上昇に繋がるものと考えている。

- このほか、「Ⅲ. 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ」については、重傷病を負われて休業された方に対する休業加算額、障害を負われた方に対する障害給付金についても、他の公的給付制度との差を埋めるべく、Ⅰ.と同様の考え方で最低額の引上げを図ることとするものである。

資料1及び資料2に基づき、構成員から次の意見・質疑があった。

- 資料1の「見直しの骨子」の「Ⅰ. 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ」について、現行制度の最高額の中にもかなり低いものがあることから、遺族給付金の支給最低額を一律にどこまで引き上げるのかにもよるとは思うが、結果として最高額の引き上げもしなければいけない場合も出てくるかと思う。最低額を引き上げることによって、それに応じた最高額の見直しも行うことがあり得るということではないか。

→ (事務局) そのとおり。

- 遺族給付金の制度上の支給最低額である 320 万円のケースが、1,000 万を超えるようになり得るという点について、評価したい。

一方、関連して意見を申し上げたい点がある。

現行制度では、一定の親族関係がある場合や加害者と密接な関係がある場合、支給額を減額したり不支給とすることになると思うが、最低額を 1,000 万円に上げたとしても、実際に支給される額が減額されるケースもあろうかと思う。

民事の損害では、親族等といった一定の関係性にあるだけで減額されることはないということも考えると、減額事由というものについてはある程度は見直していく必要があるのではないか。

特に、3分の1減額事由になっている加害者と密接な関係にある場合については、例えば、同じグループに属していた場合でも、「落ち度がない。」「全くとは言えなくても殆どない。」というような場合に、加害者側の勝手な理屈による犯行であるとして、加害者側に厳しい判決が出ることもある。

→ (事務局) 前提として、現行の犯罪被害給付制度は民事の損害賠償制度そのものではなく、犯罪行為に生じた損害を填補する責任を有するのは一義的に加害者であるという中で、いわゆる社会連帯共助の精神によって一般財源を引き当てに支給がなされているところ。

その上で、まず親族間犯罪については、まさに御指摘いただいたような問題意識の下でこれまでも幾度となく議論がなされてきており、直近では平成 29 年に開催された「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」において、詳細な事例検討がなされた上、親族関係が破綻している場合に全額支給を可能とすることや、18 歳未満の者が受給者となった場合に親族関係による制限をなくすことなど、親族間犯罪の実態を踏まえた制度の見直しが図られたところである。

なお、当該会議の事例検討の中では、例えば事実婚の夫が児童虐待により子供を殺害し、妻が第一順位遺族となるといった事案について、そもそも家庭内で児童が殺害されたことによって遺族給付金を支給することに社会的理解が得られないという結論に至ったものもあった。また、統計調査や研究調査も踏まえ、「困ったときに助け合うことが家族の要件として重要視されている。」とか、「家庭内犯罪においては、犯罪被害者や御遺族が加害者を宥恕することも多い。」といった御議論もあったところである。

現行制度においては、今申し上げた見直しにより、親族関係が破綻していると認められる場合には支給されることになったが、それを超えて、親族間犯罪であっても原則として支給をするというような制度にすることについては、公費により給付する制度であるということも踏まえて、社会的合意が得られるのか、慎重な検討を要すると思われる。

次に、密接な関係による減額についても御指摘があったが、特段の事情があるときには減額しないという規定も現行制度にあるところである。この規定については、事務処理要領で、「密接な関係があった場合であっても、犯罪行為がその関係に関わりなく、または加害者の一方的な理由により行われたときには、特段

の事情があるものとして全額を支給する。」旨示しているところであり、個別の事案に照らして適切に制度を運用してまいりたい。

○ 今、別の構成員から指摘のあった、親族関係による不支給・減額については、窓口の担当職員等が、形式的に「ここに要件が出ている。」「対象外だよ。」という形で、前払い的な取扱いをする場合も見受けられなくはないという話もあるので、親族関係の破綻等を考慮した取扱いをしていただければと思う。

○ 一つの節目として、最低額引上げなどを内容とする資料1の「見直し骨子」を御提案いただいていることは非常にありがたいと思う。

他方で、法的には遡及はしなくてこれから、ということなのだとも思うが、今困っている被害者を救うという観点での検討もできないかと思う。例えば、数年前の民法の改正で、時効についてちょっと色々変わったようだけれども、この時効の考え方を引用することはできないか。どこまで遡るかというところも一つ議論になるかと思うけれども、やはり今困っている被害者を可能な限り救っていただけるよう、御検討いただければありがたい。

→ (事務局) 今、現に困っている犯罪被害者やその御遺族がおられるということは重々承知しており、今後も可能な限りどのような御支援ができるのかということも考えてまいりたい。他方、この法制度の適用を遡及することを認めることは非常にハードルが高いものであり、仮に遡及適用を認めた場合、どこまでの期間を範囲とするのか、また、これにより給付の不均衡が生じてしまうなど、前回までも御説明したような様々な問題があることから、慎重な検討を要すると思われる。

そうした困難さも踏まえ、なるべく早期にこの見直しを実現すべく、今回取りまとめ前であるが、骨子案ということで御了解をいただき、具体的な見直しに向けた作業を進めていきたいと考えている。

○ 資料1の「課題」にある「葬儀費用などの犯罪被害に関連した支出」という記載について、もう少し、犯罪被害者固有のものがあるのであれば、そうした例を記載した方がよいのではないか。例えば、御遺体の運搬費用等についてはいかがか。

→ (事務局) 御遺体の運搬費用等については、地方によって差がある場合もあるが公費負担がなされているところであり、犯罪被害者御遺族に共通する支出という観点から現在の記載とさせていただいたところである。

以上の意見・質疑の後、座長から、

○ 資料1については、本会議において了承したということで取り扱いたいですが、よいか。今後、構成員の指摘を踏まえながら、事務局において制度化に向けた具体的な作業を進めるようお願いしたいと思う。

また、資料2にある骨子案に関連するこれまでの会議の議論や、それぞれの想いについては、最終取りまとめに盛り込んでいきたいと思う。

と発言があり、構成員間で了承された。

## (2) 経済的支援の在り方に関する論点についての討議

資料3及び参考資料について事務局から説明があった後、犯罪被害給付制度に限らず、制度の性格も含めた経済的支援の在り方について、次のとおり討議があった。

○ 基本的に、犯罪被害者の経済的な支援はこれまで以上に充実させる必要があるという点については、本会議として一致していると思う。

政策形成プロセスを考えると、この会議でゴーサインを出したのに制度が実現しないということになってしまうと、有識者会議を経た政策形成プロセス自体の妥当性に疑問符が付きかねず、実現可能性を無視した提言とすることはふさわしくない。

一方で、検討会の取りまとめの在り方について、これまでの有識者検討会は、制度化の最後の段階でもう一度専門家の視点で精査をして、ゴーサインを出すという役割にとどまっていたが、今回、先程の資料1にあったような「まずは第一段階で実現すること」を整理するだけではなく、過去の有識者会議では、議事録には残っていたけれど、その困難性から、取りまとめとしては文字にしていなかったことについても、ハードルがあるということは明記しつつ、議論として検討会の最終取りまとめに載せていくことには、意義があると思う。

○ 社会保障の分野では、財源が確保できなければ給付が絵に描いた餅に終わってしまうので、財源面も含めてしっかり制度設計をしていくということが重要と認識した上で議論がなされている。

今回の議論の対象となる経済的支援についても同様であり、財源も議論しておくことが、給付を絵に描いた餅に終わらせないようにするために必要なことであり、結果的に必要な方への保護に繋がると思われる。

その上で、一般財源か、特定財源・原因者負担の財源かという話については、社会保障の分野では、税か保険料かという文脈で議論がなされている。

保険料を徴収する制度については、用途が限定されるとともに、払ってきたからこそ給付に繋がるということで、給付に権利性があると言われている。必要な給付のためには保険料の引上げも行われるし、保険料との対価性、牽連性というものを考えないといけないというところが大きいかと思われる。給付水準というのは趣旨にも関わり、何を保障したいかにもよるが、保険料を支払ってきたというところとの兼ね合いで、縛りが出てくるところがある。

これに対して税の場合には、今申し上げたような対価性や権利性、牽連性というものがないことになる。その結果として、財源が潤沢に確保されていればよいが、そうでなければ給付水準は低くなり得るし、財源に限りがあるからこそ、万人への給付にはなりづらい。また、要件として所得制限に結び付きやすい。また、税を財源とする場合は、公平性の観点が重要になるので、この点も考慮する必要が生じる。

参考資料3に記載のある、財源に関する過去の議論で、保険料というのも案に上がっている。犯罪被害は偶然に一定確率で発生するので、国民全員から保険料を徴収してリスクに備えるということは理論的に考えられ、保険になじむとは思う。た

だ、保険制度を新設することについては、どこまで国民の合意が得られるか、現実的な問題としてはハードルがあるように思う。

犯罪被害によって生じるリスクと、一般的な社会保障制度が想定しているリスクというのがどこまで違うのか、特殊性があるのか、ということについては検討が必要なのではないか。犯罪被害によって生じるリスクであっても、一般的なリスクに対しては社会保障制度による給付が受けられることになるので、それとは別に何を給付するのかという問題は整理しなければならないと思われる。

保険料を新規に徴収することが難しいとすれば、税金なのかと思うが、今議論中の異次元の少子化対策の方でも、増税はしないで、医療保険の保険料に上乘せする拠出金という形で議論がなされている様子。この拠出金の性格が、税でも保険料でもない第三のものなのか、今後議論されることになると思われるが、その議論は見ていく必要があるのではないかと。

もう一点、北欧の国々は高福祉高負担で有名だが、日本は海外に比べれば低負担中福祉という印象で捉えている。人口構成の変化も深刻な影響を及ぼしており、情勢は厳しく、やはり負担を上げたり給付を抑制したりする方向での制度改正が介護、医療、年金などでも行われてきている。

犯罪被害者の支援の必要性という点については自分も賛同しており、国民の納得が得られる範囲のところで、給付金の制度設計をできるとよいと思う。

現状は低すぎるので、それをよくする方向で変更するのは賛成だが、今述べてきたことについては、十分に配慮した上で、制度設計をしていければというふうに思う。

○ 二点について、他の構成員の御知見を伺いたい。

一点目は、年金制度の場合、現在の若い世代が支払った保険料は高齢者を支えるために用いられており、その意味で対価性という点はベースになっていないのではないかとと思うが、この点はどのように整理されているのか。

二点目は、犯罪被害者への経済的支援のために保険料を広く国民から徴収する場合、国民の多くは犯罪被害に遭わないことから、保険給付の対象は限定されることとなるが、そのような場合でも保険給付としては十分に成り立つのか。

○ 前者の点については、保険料を支払った実績が、制度に対する貢献という点につながり、将来的に年金支給を受けられることにつながることから、保険料と給付の牽連性はないわけではなく、年金制度であっても保険料の支払と給付の牽連性は失われていないと考えられる。

後者の点について、理論的には保険給付として成立すると考える。ただし、国民の納得がどこまで得られるのか次第ではないか。

○ 現在の犯罪被害給付制度の性質を維持したまま、かつ財源を一般財源としたままでも、係数、倍数、給付基礎額等の見直しは理論的には可能と考える。違う制度から参照してきている全く性質の異なる算定要素であり、参照元の係数、倍数も不合理な面があると思う。

現下の財政状況下において、現実的な政策として可能な給付額という水準はあるかと思うが、犯罪被害給付制度は既に他の制度にない独自の計算方法も採用して加算を認めており、少なくとも法的性格と財源について現在のものから変えなくとも、係数、倍数を引上げることは理論的には可能かと思う。

色々な国の政策を考えたときに、新しい財源を考えるのは、むしろ不合理な面も結構あるという気がしている。

- 現行の犯罪被害給付制度においては、給付基礎額の算定の基準になる収入は、いわゆる賃金等を得ている人の場合、過去3か月を基準に計算をしている。このため賞与は対象となっていない。

普通は賞与も現在の生活費として含めて生活しているので、計算に含めるべきではないか。

期間についても、労働基準法の法制度を持ってきて3か月に限っているけれども、生活のブラッシュアップのために3か月前に仕事を辞め、就職活動している間に被害に遭ってしまったという場合もあり得るし、会社が倒産してしまって収入が3か月間得られていないという場合もあり得る。

犯罪被害者の状況を考えた場合に、算定の際に考慮する収入の基準期間をもう少し別の形で見ることができるようにする見直しもできないか。

- 一般財源で、どこまで給付金を増額できるか、レベルを上げられるかということ、この会議で議論するというのはなかなか厳しいと思う。我々は財源論の専門家ではないため、机上の空論になってしまいかねないところがある。

これまでに他の構成員から御提案のあった引上げの考え方について、「犯罪被害者に対する支援を充実させるべきではない」と反対する人はいないと思うが、現実に実現可能かという問題があり、それはこの場では議論し尽くせないのではないか。

また、他の社会保障制度については考えず、犯罪被害者に対する経済的支援だけ考えればいいという考えもあると思うが、広く社会保障全体を考えた場合に、世の中で支援を必要としている方は様々いる中で、突出して犯罪被害者だけを救出すべきだ、支援すべきだと考えている方も、いないと思われる。

全ての公的給付制度の給付水準を引上げられるのであれば、その一環として犯罪被害者が上がることについて反対する人はいないと思うし、できるだけ全ての制度が引き上げられる方が望ましいということは、コンセンサスがあると思う。それ以上のことは、ここでは決められないのではないか。

ただ、自分としては、犯罪被害者のみが突出をすべきではないと思う。犯罪被害者にとってメリットだけではなく、デメリットを生んでしまう可能性がある。救済を必要とする人の中で、コンフリクトは生まない方が良いと思っている。

- 先程、別の構成員から御指摘のあった賞与の問題や、算定期間の問題は、現行制度の是正の問題なので、まだ財源を考えなくても、今の制度の矛盾としてできるところは残っているのではないか。

賞与については、法令上は一時金なので、もらえる年ともらえない年があるのが当然だが、賞与は毎年もらえるものだと思っている人も一定数いると思う。生活水準の面でこれまで通りの生活をする、近づけるといことが犯罪被害給付制度の趣旨だとすると、賞与が入らなくなれば、むしろおかしいという話にもなると思う。

労災の場合は、雇用主が掛け金をちゃんと払っている一方で、犯罪被害給付制度は一般財源だからという話もあるとは思う。ただ、一般財源だからこそ、なぜ賞与の部分は所得税を払っているのに、その部分についての見返りがいいのか、とも考えられるのではないかと。

特別な場合に加算をするなど、どのような形で賞与を見ることとするのが良いのかは分からないが、見直しを考えても良いのではないかと。

→（事務局）現行制度の考え方だけ説明させていただきたい。賞与の受給の有無や雇用形態などが様々である中で、全額公費負担であり、他の公的給付制度との調和・均衡を図る必要のある犯罪被害給付制度において、労災制度の保険給付で勘案されていない賞与を算入することができるのかということは、慎重な検討を要するところ。

また、同じ一般財源の制度である、協力援助者災害給付制度においても、賞与というのは勘案されていないという状況にある。

- 犯罪被害給付制度では、労働基準法第9条の労働者とそれ以外の場合で、算定の際に考慮する収入の基準期間が異なり、後者の場合の期間は1年間とされているかと思うが、この理由はどのようなものか、分かれば教えてもらいたい。
- 労災においては、本体の保険給付とは別の、社会復帰等促進事業で賞与について見ているというところは違いとしては大きいと思われる。  
最高裁の判決でも性質が違っているとされているところがあるので、それを踏まえた上で慎重な議論をする必要があるかと思う。
- 被害者の所得という、それが失われた場合の被害者に対する経済的ダメージという観点から見たら、賞与について同じ性質ということとは言えなくもないと思う。これまでの理屈を完全にどうでもいいとするのはちょっと乱暴という気もするが、そこは乗り越えられない壁だというのはちょっと見直してみてもいいのではないかと。
- 昨今、年間年俸制というものもあるところ、そういった場合が、現行制度上どのように計算されてるのかなというのも一つあると思う。また、先程、別の構成員からあったように、被害者も含めて直近の収入で判断するというところも、どうなんだろうという疑問も出てくる。  
年金という部分についても、長生きするものと、そうでもないの場合とのアンバランスもあったりすると思うので、ちょっとそういうところも含めてまた議論できればと思う。
- 財源については、一般財源、原因者負担、保険制度、それぞれあり得ると認識し



ている。保険制度の場合、全員加入するのか、任意で入りたい人だけ入るのか、という制度設計上の論点も色々出てくかとも思う。

財源に関連して、参考資料1の表を見ると、公費負担と原因者負担と分類されていつつ、一つ気になったのは、原因者負担のところで、国債の発行などで一時的にでも国が立て替えているなど、国が何らかの形で関与しているところもある。

あとは、最近多い、「誰でもいいから。」という無差別テロ的な要素のある事例だと、その原因者は誰なのかという、このくくりの仕方もあると思う。加害者が原因者という捉え方もあるけれども、誰もが犯罪に巻き込まれる可能性があるとしたら、原因者は国民、被害者も国民と、大きく捉えると、一般財源という見方もできるのではないか。

- 財源に関して。過去の有識者会議でも言われているように、罰金が科されているのは、比較的軽い犯罪となる。このため、大きな意味で犯罪行為を原因として払われたものではあるが、今回の議論の対象となる犯罪被害とは直接の関係はなく、しかも、今は一般財源になっている。罰金を使う場合、一般財源に入っているものを特別財源化するということで、財布を大きくするという意味では、あまり生産的な話ではないのではないか。

有罪判決を受けた者に対する課徴金等の賦課については、そもそも犯罪者が賠償を払えない、お金を持ってない人がいるというところから現行制度の議論もスタートしていることから、課徴金にしたところで払えなかったら意味がない。逆に、払える人については、執行を強化してもらうことの方が大事なのではないかと思う。大きな意味で裁判所の執行の強化、民事執行の強化がされれば、賠償金を払える資力があるのに支払っていないという人の分については、少なくとも問題は解消できる。そうすると課徴金等の賦課というのも、方法論としてはあまり意味がないかと思われる。

また、保険料等の徴収についても、社会保障制度では、責任者が掛け金を掛けている制度となっている。被害者が保険料を支払うこととなると、自分が被害に遭う場合に備えて掛ける医療保険に近いものとなる。医療保険については、生きている限りは全員が医療を受けるという状況になることから、共助の一つの典型例だと思うが、犯罪被害の場合はこれとは異なる。また、加害者に責任があるという点からスタートすると、加害者が責任保険に入るというあり得ない制度になってしまうので、制度設計自体が難しいと思う。

- 加害者の損害賠償責任の履行という問題に関連して、令和4年8月16日の最高裁決定をどう見たらよいかという点について、他の構成員の御意見を伺いたい。

最高裁は、作業報奨金について、社会復帰のための金銭であって、賠償には回せないとしたけれども、その理論から言うと、おそらく社会復帰のために必要な分も全然足りてないことから、作業報奨金が10倍、100倍になったところで犯罪被害者の方に回る金銭とはならない、立法したからといって解決できる問題ではないという気がしている。

そうすると、刑務所で報奨として払って、それを賠償に回すということも、なか

なか難しいのかなと思うが、いかがか。

- 作業報奨金に関する最高裁決定は、結論的には妥当な内容だと思われる。  
ただ政策的なことを考えると、犯罪者が生活していくということだけをもって社会復帰や改善更生だとするのは、非常に狭い、昔ながらの発想だと思われる。  
改善更生には、犯罪被害者に対する贖罪も当然入るべき。だからこそ、今も在監中の賠償のために作業報奨金の支給を受けることができることとされている。運用上の課題もあろうかとは思いますが、法務省には頑張っていたいただきたいと思う。  
立替払を認めるにしても認めないにしても、また今の犯罪被害給付制度の場合もそうだが、本来、きちんと損害賠償を支払う責任は加害者にある。受刑者も民事的な責任をきちんと履行することは必要である。
- そうすると、財源が多様化するし、少しは加害者から、被害者に対して賠償が履行される形にはなるかもしれないが、金額的な面も含め、やはり作業報奨金制度を使ったからといって、財源の問題が解決するわけではないということか。
- 金額面ではそのとおり。  
他方で、月々1万円でも御遺族に賠償を続けていく努力をさせること自体は、御遺族の意にも添う部分はある。この点は、御遺族の声を聞く必要があると思う。  
なお、台湾では、刑務作業費用の10%を被害者基金に回し、そこから被害者への補償に充てるという制度を採用している。過去、同制度の採用を提案したことがあるが、刑務作業の単価が下がっている状況もあり、また、日本の刑務作業の会計方式が全く違うこともあり、実現はなかなか難しい面があると聞いている。
- 財源について私からも意見を申し上げたい。  
先程、別の構成員からもあったが、罰金については一般財源となっているので、これを財源に回すことはあまり合理的でないのではないか。  
また、課徴金についても、一般に、犯罪を犯した人は資力がないので回収が難しい、課徴金を課すことが二重の刑罰になるのではないか等、色々議論しなければならない点が多く、課題が多すぎるのではないか。  
保険料については、国民の誰かが被害に遭うということで、理論的には考えられないことはないと思うが、制度として確立していくためには国民全員から徴収しなければならないと、国民全員の納得と国民全員からの徴収ということを考えると、これも非常にハードルが高いのではないか。  
以上から、やはり一般財源が妥当ではないかと思う。  
なお、本日、私が提出した参考資料5に記載のある北欧の場合は、全て一般財源によって賄っているというところも参考になるのではないか。
- 北欧は、高い消費税を各国が課しており、犯罪被害者に限らず、あらゆる社会保障が手厚い。北欧諸国の制度を参考にすべきという御意見は、日本の消費税を何パーセントにするのが適切か、といった議論になりかねず、北欧の制度を参考にしな

から日本の制度を考えるのは、議論の仕方が難しいと感じる。

- 経済的支援を考えるに当たって、国の責任をどう考えるかということは議論の大きなポイントであると思う。

国が国民に対して安全保障をしている、国民は自力救済ができず、守られている立場にある、と考えれば、国民の安全は国の責任によって守られている、と考えられないか。

また、国が加害者を刑務所に収監することで、被害者に対する弁済ができない状態に強制的に置いているという点もある。

ただ、先ほども議論があったが、根本的に加害者に責任があるというの間違いないし、加害者の責任を追求しない、手を緩めるということはないと思う。国がいくら立替えをしたとしても、そこだけは被害者としても許しがたい問題だと思う。

- 今回の有識者会議のテーマは、被害者の被害の回復をどうするかという点にあるので、どういうレベルの被害の回復があるのか、それに対して計算方法が次はどうあるべきか、最後に財源をどうするか、という流れで議論するのがよいのではないか。

- 国が実体法上損害賠償義務を負うという構成はなかなか難しいと思う。

「国に立替払をする責務があるか否か。」という点と、「国に実体法における民事上の損害額を被害者に支払う義務があるか否か。」という点は、別の問題だと認識しており、分けて考えるべきではないか。

- 被害者の立場に立てば、司法の場で確定した損害賠償額を受け取ることができるようにしてほしい、ということについては、異論を挟む余地はないと思う。

ただ、悩ましいところは、現実問題として加害者は支払えない。そうすると、今の議論としては、国がそれを何らかの形で立替えという形とするのか、給付という形にするのか、ともかく国が国としての財源の中から拠出するということになるということは、果たして可能なのか。可能なのであれば、どのような方法が良いのかという話になり、それで財源の話进行議論していると認識している。

少なくとも前提条件として、今の財政状態の中で、一般財源のまま、そんなに簡単に額を引き上げられるのかというとなかなか難しいところがあるという現状認識は、この検討会でコンセンサスがあるものとしてよいのではないかと思う。

他方で、先程から議論があったとおり、他の財布があるかということないんだ、ということで悩ましい問題だと理解している。

- 国の責任という言葉は、様々な意味が入ってくるので、議論に注意が必要である。

犯罪が起きてしまったことについての責任という意味での責任なのか、それとも、その日、支援を必要としている人が国民の中にいるということについての国の支援をするという責任なのか。

道義的責任なのか、それとも法的責任なのか、責任という言葉は多義的であるが、

少なくとも、ここで議論になっている責任というのが、「国は、民事上の損害額の支払いをしなければ許されない。」という意味でないことは、共通した認識と理解してよいと思う。そうでなければ、何十年もその許されない状況のままとなっていたことになる。

- 国が直接民事上の額を被害者に払う義務を構成することは実体法上難しいのだろうと思う。

他方で、国が立替払をする責務というのは、犯罪被害者基本法から考えられるのではないか。国は犯罪被害者等基本法によって、個人の尊厳にふさわしい処遇をする、それから元の平穏な生活に戻すようにしていく責務がある。ひいては、それは被害者の権利でもある。こうした点を踏まえると、国は、債務名義として確定された損害賠償という債務について、立替払をしていく、その責務は観念できるのではないか。

それを義務という言葉で表現するのかという問題はあるが、そうした責務・義務というのは観念できるのではないか。そういう責務を観念して、補償法というものを作っていく必要があるのではないかと思う。

- 基本法というのは、国の理念とか政策一般を定めて、具体的な施策は別の法律のところで実現していくという建前ではないか。

また、犯罪被害者等基本法では、「損害賠償の請求についての『援助』」という文言を用いており、同法の趣旨から直ちに国の立替払責務を導くことができるのかという点については慎重に検討する必要がある。

- 裁判所が決めた債務名義を国が立て替えて加害者に求償していく、というのが立替払制度の場合の性質だと思う。

ただ、犯人が分からない、責任能力がない等々で判決が取れず、債務名義が確定しない場合もあり、そのような人に対して救済ができないというのは不平等である。民事上の損害額というのは、ある程度画一化されているので、どこか算定機関を作って、損害額というものを算定して、その場合は例外的に国が支払うことにする。この場合は、加害者がいないので、求償ができず、法的に厳密な意味で言うと、補償という言葉が妥当になるのかもしれない。

なぜ、犯罪被害者の損害賠償だけ国が支払うべきなのか、他の債権との違いはどのようなかという点だが、やはり犯罪被害者の場合は、先程も申し上げた犯罪被害者等基本法によって、国に責務があり、その観点から他の一般債権との性質は異なると立論することもできるのではないか。

また、先程異論もあったが、参考資料5に記載された北欧は、いろいろな給付制度、補償制度がある上で、やはり立替払をしている。北欧が立替払をする際は、原則として債務名義を基本としているというところである。

また、人口1人当たりの負担額という観点では、参考資料4にある各国を比較すると、日本が9円になっている一方で、イギリスが319円、フランスが607円、アメリカが113円、ドイツが574円、韓国18円ぐらいになっており、日本は非常に

低い状況になっている。このため、日本の1人当たりの負担額を若干上げると、かなりの救済が可能なのではないかと思っている。

○ 今の御意見の中で、最後の財源の話についてだが、賠償額が何億と出ているものを賄おうとしたら、賠償額の全部の総和が予算全体の支出となるので、国民1人当たりの負担額が十何円になったからといって賄えるものではないのではないかと。

○ 国民1人当たり負担額が今、日本は非常に低い。それを、例えば諸外国と同じように200、300、400円などにすることで、かなりの金額が賄えるのではないかとという趣旨である。

立替えをしてみると言っても、民事の損害額というのは、非常に高額となる場合もあることから、やはり上限はどこかで設定しなければならないだろう。

そうした上限の設定の仕方と、1人当たりの負担額をどの程度まで上げるかとの兼ね合いによって、かなりの金額が賄えていくのではないかと。

1人200円はひとつの目安となるのではないかと。

○ 北欧諸国を参考にした例が紹介されているが、諸外国の制度を参考にして日本の制度を論じるときには、北欧諸国の人口、犯罪発生率、税額、法制度の詳細等を含めて比較して議論することが必要なのではないかと。

○ 国が実体法上の損害賠償支払義務を負うとすることが難しいものが、どうして立替払になったら問題ないのかという点は、疑問がある。

また、基本法があるという説明だけで様々な論点をクリアできるのか、疑問もある。

行政が独自に、損害賠償とは異なる形で支給を行うという形式には、支給の速さや訴訟が不要になるという点、確実性等、メリットもあると考えており、その点も含めて議論が必要であると思う。

○ 早く支給するメリットというのは確かにあると思う。この点、立替払制度を作る場合にも、仮給付制度というのは必要であると考えます。

○ 民事の損害賠償額というのは、かなり高額になるし、相当な収入を稼いでいる方だと、相当な金額が出てしまう。やはり、国民が理解できるような水準、平均的な給与水準とか、そういうところでの上限設定というのは必要かと思う。困っている犯罪被害者を救うという切り口で行けば、困らない方に大金を渡すというのは趣旨に反しているのかなという気もする。

また、債務名義が取れなくても、やはり民事訴訟の損害賠償額を参考に計算して給付することになるのではないかと。

なお、民事訴訟の損害賠償額を参考に計算している自賠償の場合、支給される額の構成要素として、葬儀費用があつて、逸失利益があつて、慰謝料がある。おそらく、犯罪被害と自動車事故の場合、慰謝料の額が違ってくるのではないかと。

- 民事訴訟における損害額というのは、負の状態を元の0の状況に戻すものであり、犯罪被害者の場合も、原則として0になるところまでは支援が必要ではないか。ただ、財政との関係もあることから、あまりにも高い場合には上限は設けなければならないだろう。

それから、民事訴訟における損害額を参考に給付をする制度として、確かに自賠責制度はあるけれども、この制度は原因者負担の制度として作られている。犯罪被害者の場合、国民誰もがふいに極めて低い確率でなり得る可能性がある。そういう意味で、自賠責制度とは同列には論じられないのではないか。

### (3) 前回の検討会における御質問について

第6回検討会で構成員から質問があった事項について、法務省から説明があった。その要旨については、次のとおり。

- 刑罰によって長期収容されている受刑者が被害者に対する損害賠償責任を果たしていない現状について

→ 刑事施設への収容は、刑事司法手続に基づいて裁判所が下した刑罰の執行によるものであり、そのことから直ちに国に被害者等との関係で責任が生じるかという点については議論が様々あり得るところ。

その上で、長期受刑者を含め、加害者に資力がなく、被害者が経済的被害の回復を十分に受けられてない現実があることを受け、これまでも犯罪被害給付制度の創設や累次にわたる改正などがされ、本検討会でも、犯罪被害給付制度の抜本的強化について検討が行われているものと承知している。

受刑者に支給される作業報奨金は、釈放時に支給されるのが原則であるが、受刑者本人の申出により、使用目的が被害者に対する損害賠償への充当などである場合には、受刑中であっても支給することができるとされている。その上で、昨年12月からは、刑事施設における心情等の聴取・伝達制度の運用が開始されるなど、被害者の心情等を考慮した処遇の充実が図られており、その中で、例えば損害賠償を求める被害者の声を加害者に伝達するなどして支払いを促すことなども可能となった。

- 加害者である受刑者に対する求償をどの省庁が担当するのかについて

→ 財務省が所管する「国の債権の管理等に関する法律」に関するお尋ねであるため、法務省で承知している限りを前提に、一般論として述べると、国が債権を有している場合には、債務者に対する履行の請求や督促といった債権回収業務は、その債権を所掌している各省庁が担うこととされている。

例えば、自賠責の政府保障事業に関する債権回収業務は国土交通省が、犯罪被害給付制度に関する債権回収業務は警察庁が、それぞれ担当しているものと承知している。

その上で、各省庁において督促をしても債務者が履行せず、訴訟手続や民事執行手続をとる場合には、それらの手続を法務大臣に求めることとされている。この場合、国が原告となって手続を申し立てることになるが、その指定代理人には管轄する法務局の職員他に、その債権を所掌している省庁の職員も指定される

のが一般的。手続に必要な資料の収集や分析、起案等については、債権を所掌している省庁が主体的に行い、法務局の職員は争訟一般又は法律一般の専門職としての立場から関与することになっている。

**(4) 次回の検討会について**

今回は、令和6年3月1日（金）午前10時から開催する予定となった。